

指定管理業務点検・評価シート

平成 19 年 10 月 9 日

施設名	県立障害者体育センター	所在地	鳥取市湖山町西3丁目1.1.3-2
施設所管課名	障害福祉課	連絡先	0857-26-7889
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成18年度～平成20年度

1 施設の概要

設置目的	障害者の体育活動等を推進する。
設置年月日	昭和52年10月13日
施設内容	○敷地面積：7,854.62㎡ ○延床面積：992.65㎡ ○施設内容：体育室（バスケットボール1面）、男女ロッカー・シャワー室、事務室、器具庫（小・大）
利用料金	別紙のとおり
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	①毎週月曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の木曜日とする） ②毎月第3火曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の火曜日とする） ③12月29日～1月3日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者体育センターの施設整備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・ 障害者体育センターの利用の許可、利用料の徴収等に関する業務 ・ その他施設の管理運営に必要な業務（利用受付、案内、備品貸出、利用指導又は操作、利用者へのサービス提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務）
---------	--

3 施設の管理体制

	常勤職員：2人、非常勤職員：1人 [計3人]
管理体制	<pre> 所長（常勤1） ──── 会計事務担当（常勤1） │ └─── 受付・施設管理担当（非常勤3） </pre>

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	18年度		721	487	740	1,074	297	580	821	912	646	780	911	816
17年度		429	556	547	554	336	702	839	1,201	537	640	908	459	7,708
増減		292	-69	193	520	-39	-122	-18	-289	109	140	3	357	1,077

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	18年度		70	47	86	63	10	86	67	51	65	100	76	42
17年度		23	53	45	26	28	54	69	50	55	85	80	38	606
増減		47	-6	41	37	-18	32	-2	1	10	15	-4	4	157

5 収支の状況

区 分		18年度	17年度	増 減	
収入	事業収入	利用料金収入	762,900	606,180	156,720
		減免交付金	704,900	0	704,900
		県からの委託料	6,400,000	6,535,920	-135,920
		小 計	7,867,800	7,142,100	725,700
	事業外収入	雑収入	8,440	3,250	5,190
		受取利息	782	12	770
小 計		9,222	3,262	5,960	
計		7,877,022	7,145,362	731,660	
支出	人件費	4,803,559	4,907,316	-103,757	
	管理運営費	2,498,842	2,238,046	260,796	
	事業費	92,278		92,278	
	計	7,394,679	7,145,362	249,317	
収 支 差 額		482,343	0		

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
開館時間	午前9時～午後9時に延長した。(導入前：午前9時～午後8時)
情報公開	ホームページを開設。(導入前：ホームページなし)

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> 施設ホームページでの意見受付。 施設内に設置する意見箱。 施設窓口での意見受付。 施設で行う利用者アンケート。 県への「県民の声」による意見受付。
------------	---

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
夕方に蚊が多いため、対処願いたい。	館内窓には網戸を設置済みだが、昼間の自動ドア開放による進入が原因と考えられるので、早期に自動状態に切り替えを行うことで対応。
自宅の近くに体育施設を設置してほしい。	直接、鳥取県に要望するよう回答。
器具庫にしまう卓球台の台数を増やしてほしい。	現状では、器具庫にスペースがなく、新たに卓球台を置くことは困難と回答。

利用者からの積極的な評価
<ul style="list-style-type: none"> 他の公の体育施設に比べて料金が安い。 利用手続については、柔軟に対応してもらっている。 電話、窓口での対応について、感じがとても良い。

8 指定管理者による自己点検

<p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度、「独立行政法人福祉医療機構（障害者スポーツ支援基金）助成事業」に、当館の「ツインバスケットボール教室」が選ばれたことで、厚生事業団、厚和寮、体育センターの各職員が、お客様の募集および対応に積極的にかわり、教室の利用人数が大幅に増加した。また、余暇としてのスポーツを提供できたと思う。 ・ホームページの作成：平成17年度秋より、当館のホームページを開設したが、お客様より「HPを見たのですが」との問い合わせも増え、「情報が入りやすくなった」「毎月更新しているので、情報が新しい」等のご意見を賜るようになった。今後は、さらなる情報発信ができるように心がけたい。
<p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の老朽化に伴う修繕の多さについて：特にロビー及び体育館に冷暖房装置がないためお客様にご迷惑がかかっている。近年、熱中症等も多発しているため、健康上問題も考えられる。今後、ロビーでの冷暖房装置設置を計画検討したい。 ・駐車場について：当館は交通の便が悪いため、多くのお客様が自動車を利用される。しかし現在、駐車場を施設と共有しているため、数に限度がある。当館ではご利用の一時に駐車が集中するため、もう少し駐車スペースが確保できたらと思う。

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
<p>〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応 	B	・施設の維持管理に対する苦情や事故発生等の報告等もなく、適正に施設の維持管理等がなされていたものとする。
<p>〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免 	B	・施設の利用許可等に対する苦情等もなく、適正に利用の許可や利用料の徴収がなされていたものとする。
<p>〔その他管理施設の管理に必要な業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作 	A	・利用の受付、案内については、利用者からの評価も高く、適正に対応されていたものとする。
<p>〔利用者サービス〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応 	B	・開館時間、休館日及び利用料金については、多くの方が今のままでよいと回答されており、特に問題ないものとする。
〔 〕		
〔収入支出の状況〕	B	・利用料金収入も前年度より増加しており、支出についても適正に執行されていたものとする。
〔職員の配置〕	B	・委託業務仕様書に定める配置人員を満たしており、施設の管理運営に支障のない配置であるとする。
〔 〕		
総 括	B	・概ね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われていると思うが、利用促進については、設定された目標利用者数に届いていないので、障害者の利用促進を第一に、今後より一層の利用促進が必要とする。

《評価指標》A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。

C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。

D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

鳥取県立障害者体育センター 利用料金一覧表

1 施設利用料

区 分			単 位	金 額
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき	全面1時間につき	700円
			2分の1面1時間につき	300円
			3分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	1,400円
	営利を目的 とする場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	24,500円
入場料等を徴収するとき			全面1時間につき	35,000円
一般利用	一般、大学生又は専門学校の学生		1人1回につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 照明利用料

分電系統	種別	金額（1時間につき）
1	水銀燈	40円
2又は3	水銀燈	60円
4又は5	水銀燈	40円
8又は9	白熱燈	40円
全館点灯	水銀燈及び白熱燈	320円
2分の1点灯	水銀燈及び白熱燈	160円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

3 用具利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具（ボール及びバスケット台）	1組1回につき	150円
バレーボール用具（支柱、ネット及びボール）	1組1回につき	200円
バドミントン用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	50円
卓球用具（ネット、卓球台及びラケット）	1組1回につき	100円
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円